

兌換銀券発行制度の拡充

岡橋, 保

<https://doi.org/10.15017/4488730>

出版情報：経済學研究. 31 (5/6), pp.1-35, 1966-02-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



兌換銀券發行制度の拡充

岡 橋 保

一 ま え が き

明治二十年（一八八八年）八月の兌換銀行券条例の改正は政府紙幣や国立銀行紙幣を回収・消却し、日本銀行券に一元化するための最後の仕上げであった。この「紙幣統一主義」は、すでに、日本銀行の設立のときに確定されているところであり、さらにその根源は、松方が大蔵卿に就任して、政府紙幣を回収・消却に乗りだしたときにさかのぼることができる。明治十五年（一八八二年）の日本銀行の設立、明治一七年（一八八四年）兌換銀行券条例の公布、翌一八年（一八八五年）の兌換銀券の發行により、ここに、ようやく、政府紙幣や国立銀行紙幣にかわって流通するところの唯一の紙券通貨があらわれ、かくしてその一元化が推進されるにいたつたのである。はじめは、引換準備金の現在高に就いて銀券が發行されることになつてはいたが、二〇〇万円の引換準備銀貨において最高五〇〇万円の兌換銀券の發行がみとめられ、事実上はすでに正貨以上の兌換券の發行の道は開かれていたのである。けれどもこの信用創造の範囲はなお確定的なものではなかつたので、明治二十年の兌換銀行券条例の改正によって、兌換券の發行を正貨準備發行と保

証準備発行の二本立てとし、後者の保証準備発行制限額をもうけて、日本銀行の自由に実施しうるところの信用創造の限界が示されたのであった。⁽³⁾

- (1) 「紙幣交換基金特別会計法中追加ノ議」〔明治二十三年五月二三日〕(『松方伯財政論策集』『明治前期財政經濟史料集成』第一卷 五〇五―六頁) 参照。

- (2) 『紙幣整理始末』(『日本金融史資料』〔明治・大正編〕第一六卷) 九〇頁参照。

- (3) 拙稿「兌換銀券発行制度の整備——日本銀行發展史 第一期」(『田中定教授還暦記念論文集』經濟学研究 第三一巻 第三・四合併号 昭和四一年三月) 参照。

松方は、この兌換銀行券条例の改正にあたって、政府紙幣と国立銀行紙幣の消却をからませ、その空間をうめるための、四、九〇〇万円の兌換券の發行に便乗して、さらに二、一〇〇万円をくわえて七、〇〇〇万円を限度とする保証發行と、經濟界の景況による五分以上の利子付きの制限外保証發行の道をひらいたのであった。けれども政府紙幣に代替流通しうる二、二〇〇万円の兌換券にしても、紙幣交換基金によって交換消却されて政府が日本銀行に返済されたときに、はじめて、日本銀行が自己のためにこれを信用創造に利用しうるにすぎないのである。⁽⁴⁾ また、国立銀行紙幣に代替發行しうる兌換券も年々消却されていく範圍のものが日本銀行の貸付けに運用しうるにすぎないのであるから、いま、ただちに、日本銀行にとって自由に貸付けるところの兌換券は、わずかに、二、一〇〇万円の範圍にとどまる。⁽⁵⁾ このように七、〇〇〇万円の保証發行が日本銀行に許されるについて、政府紙幣や国立銀行紙幣の消却による紙券通貨の一元化の完成というスローガンのもとに、日本銀行の信用創造の余地を確保しようとしたものではあったが、実際、二、一〇〇万円程度の信用創造ではどうにもならないところから、明治二十三年(一八九〇年)折からの金融逼迫、恐慌を好機としてとらえ、ここに、松方はふたたび保証發行限度の擴張を建議するところとなったわけである。

(4) いま明治二十一年七月の「兌換銀行券条例改正理由書」によると、政府借入金の償還は日本銀行の営業終期に当る明治四五年であつて、それは日本銀行の永久貸上金といつてよく、この部分にかんするかぎり日本銀行の信用創造のわくのそとにあるといわなければならないであらう。すなわち、

「政府借入金償還ノ方法ハ借入ノ年ヨリ四ヶ年据置キ二十六年ヨリ別紙第二号蔵(表―岡橋)第三欄ニ於テ示スカ如ク、特ニ資金ヲ設ケ年々之ヲ償還シ、明治四十五年則チ日本銀行営業終期ニ於テ償還シ尽スノ計画ナリ。而シテ別紙第五号表ニ於テ示スカ如ク国債元金ノ償還ハ皆其年限内ニ於テ了スヘキノ計算ナルヲ以テ、實際ニ臨ミ日本銀行ヘノ償還ヲ増加セント欲セハ、国債償還ノ高ヲ減シ之ニ充ルモ敢テ妨ケナカルヘシ」と(松方伯財政論策集)三〇三頁参照。

なお、「紙幣交換基金特別会計法」は明治二十三年三月二十七日法律第二十四号をもつて公布され、おなじく五月一七日公布の法律第三十四号「兌換銀行券条例の改正」にもとづいて、この「紙幣交換基金特別会計法」の第二条の第二項に

「政府ハ金式千式百万円ヲ限り日本銀行ヨリ借入ヲ為シ前項ノ交換基金ニ繰入ル可シ」と追加され、一〇月三〇日に借入れが実行された(『紙幣整理始末』『資料』第一六卷 九八―九頁、および「日本銀行沿革提要」『資料』第一〇卷 一六六頁参照)。

この「紙幣交換基金特別会計法」(明治二十三年三月二十七日法律第二十四号)の法文については、『元老院會議筆記』(『資料』第一三卷 八七四頁)を参照。

(5) 日本銀行が保証準備兌換銀行券のうち営業上発行しうる金額の推移については、「日本銀行保証発行準備兌換銀行券発行許可ニ係ル損益計算表」(明治二十四年一月九日調製)に詳しい(大蔵省旧蔵明治前期金融資料)「松尾臣善関係文書」『日本金融史資料』第四卷 一四六五―六頁参照)。

二 金融逼迫と保証発行制限額の拡張

明治二十三年(一八九〇年)一月のわが国最初の資本主義恐慌は、ついに、銀行券の制限外発行を必要ならしめた。す

なわち、二月二七日松方は、「兌換銀行券条例ニ拠リ該券五〇〇万円ヲ定度トシ發行セシムルノ議」を内閣総理大臣に於て提出し、三月三日および八日に合計五〇万円の制限超過發行がなされ、四月二日には全額の還収をみている。⁽¹⁾ところが松方は、このような緊急需要に対処するのに、銀行券の制限外發行の規定によらないで、むしろ、無利子の保証發行銀行券でもってまかなうことを考え、この急迫せる事態に便乗しようとしたのが、明治三三年四月二九日の「保証準備ヲ以テ發行シ得ヘキ兌換銀行券發行制限高擴張ノ建議」⁽²⁾となつてあらわれたわけである。それは、すでに、言及したように、日本銀行が自由に貸付けることのできる銀行券がわずかに二、一〇〇万円にすぎず、これでは、中央商業銀行として日本銀行が充分な活動をつづけないことは、松方のかねてから考えていたところであつて、かれは機會のあるたびに、それを銀行券の正貨以上の發行制限額を拡大していくことに利用してきたのであつた。すなわち、紙幣消却のための政府借入金については、すでに、明治二二年八月の兌換銀行券条例の改正によつてきまつていたにもかかわらず、その実施は、もちろん、諸般の手續を整備したうでなければできないことはいふまでもないにしても、そのため「政府紙幣交換基金ノ件」⁽³⁾〔第六七九号議案〕が元老院の議にのぼつたのはようやく明治三三年二月二二日のことであつて、それが「紙幣交換基金特別會計法」〔法律第二四号〕として發布をみたのが三月二七日（四月一日より施行）であつた。そうしてここには、まだ、政府の日銀借入金の交換基金へ組入れのことについては、なんらの規定もなかつたわけでも、保証發行限度額を八、五〇〇万円に擴張する「兌換銀行券条例中改正ノ件」〔第六九八号議案〕が五月十日から元老院の審議に付せられ、そのなかで政府借入金による紙幣消却のいまだ実施のみていないことが指摘され、五月一七日同改正条例が法律第三四号をもつて公布せられ、無利子の借入れが確定をみて、ここに、ようやく、この借入金による紙幣の消却が実施にうつされたというわけであつた。松方は、さきの「紙幣交換基金特別會計法」の改正案を内閣に提出

するようになった事情を、『紙幣整理始末』のなかでこう述べている。

「此法〔明治二三年法律第二四号紙幣交換基金特別會計法―岡橋〕ニ拠リ政府紙幣流通ノ殘額三千式百万円（壹円以上ニシテ三月末現在高）ノ内壹千万円ハ準備金ヲ以テ漸次ニ交換シ余ノ式千式百万円ハ日本銀行ヨリ無利子ニテ借入シ漸次ニ交換シ了ルノ目的ナリ即チ前記第三十四号法律〔明治二三年兌換銀行券条例中改正―岡橋〕ノ明条ニ由リ現今時機已ニ到ルヲ以テ」（傍点―岡橋）。

右の「特別會計法」の改正を提案したのだ、と。しかし紙幣消却のための日銀貸出は明治二二年の兌換銀行券条例の改正によつてきまっていたことは、すでに、指摘のとおりである。

- (1) 『日本銀行營業報告』（上）『資料』第一〇卷 七六頁参照。
- (2) 『松方伯財政論策集』（『集成』第一卷）三一―三三頁参照。
- (3) 『元老院會議筆記』（『資料』第一三卷）八五二―八七一頁参照。なお、「紙幣交換基金特別會計法ヲ定ムルノ議」（『松方伯財政論策集』）五〇四頁参照。
- (4) 『紙幣整理始末』（『資料』第一六卷）九八頁参照。

いま「紙幣交換基金特別會計法中追加ノ議」によると、日本銀行からの借入れの実行を必要とするようになった理由をつぎのように述べている。

「曩キニ政府明治十八年六月第十四号布告ヲ以テ兌換ノ制ヲ定メラレシ以來、交換ノ業著々其歩ヲ進メテ今ヤ壹円以上ノ紙幣僅々三千式百万円（二十三年五月一日流通高）ヲ余ス。抑々紙幣統一主義ハ比年我政府取ル所ノ主義ニシテ確乎トシテ抜クヘカラス、又以テ財政ノ一美事タリ。今ヤ兌換ノ基礎已ニ固リ、政府所有準備一千万円モ之ヲ紙幣交換基金ニ編入シ、特ニ會計ノ法規ヲ設ケテ交換ニ從事シ其資金ヲ尽ス將ニ數月ヲ出テサルヘシ、豈ニ殘余式千式百万円ノ交換ニ備フルノ基金ナキヲ得ンヤ。今ヤ二十一年勅令第五十九号（兌換銀行券条例中改正―岡橋）ヲ以テ予期セラレシ所ノ期ニ際会ス、請フ基金ノ借入ヲ為シ交換ノ用ニ供シ紙幣統一ノ業ヲ全フセン」⁽⁶⁾

と。これで見ると、政府手持の準備金一、〇〇〇万円でもって紙幣の交換をおこなっていたのが、ようやく尽きてくるので、日本銀行からの借入金を交換基金に組み入れるのだというわけで、紙幣交換が漸次におこなわれていることがわかる。このことが、やがて、後にふれるように、保証発行制限高の拡大に反対する主張に一端の理由をあたえることともなったようである。

(5) 『紙幣整理始末』に引用するところの本建議にあつては、「二十三年三月末日流通高」となっている。なお字句についても、『松方伯財政論策集』に集録の文書と若干ちがっている。ここには後者によつた。

(6) 「紙幣交換基金特別会計法追加ノ議」(明治二十三年五月二三日) (『松方伯財政論策集』五〇五―六頁) 参照。
ちなみに、法律第五六号をもつてつぎのように公布された。

「明治二十三年法律第二十四号紙幣交換基金特別会計法第二条中左ノ通追加

政府ハ金貳千貳百万円ヲ限り日本銀行ヨリ借入ヲ為シ前項ノ交換基金ニ組入ル可シ」(『紙幣整理始末』一〇〇―一頁参照)。なお、『明治三十年幣制改革始末概要』(『資料』第一七卷) 三六四―五頁参照。

松方は、この建議が政府に裁可されて、日本銀行からの借入金によって紙幣交換が行なわれるようになったことをもつて、「於是紙幣ノ整理初メテ完結ヲ告グルモノト謂フヲ得ヘシ」(傍点―岡橋) と述べて、明治二三年の保証発行限度の拡張が紙幣整理の仕掛けであつたかのようなことをいつている。しかし、はじめにも述べたように、明治二一年の兌換銀行券条例の改正によつて、日本銀行からの借入金が確定したとき、すでに、紙幣整理の線は「完結」しているものであつて、いまや、明治二三年の条例の再改正によつて、保証発行制限額の拡張が認められたので(五月一七日公布)、さきに決まつた借入金を紙幣交換基金にくり入れる手続を五月二三日に内閣総理大臣あて提出したというにすぎない。このような手続のひきのばしからみても、松方が銀行券の保証発行、日本銀行の信用創造の道を拡大していくための口実

を紙幣の消却に求めたわけで、かれのいう「紙幣統一主義」はこのうえもない便利な『錦の御旗』となったわけである。しかしあらゆる機会をつかんで保証発行の限度額を拡大しておこうとしていた松方は折からの金融逼迫をのがすわけはなく、これを正面からだしていつては、兌換銀行券条例第二条第三項の制限外発行による一時的な信用創造におわらざるをえないことを熟知している松方としては、もっぱら、経済の異常な発展を表面におしたてて、流通必要貨幣量の増大をまかなうための保証発行制限高の拡充である点を強調したのであった。⁽⁸⁾しかし保証発行によって約二、一〇〇万円という無利子の貸付資本の利用が許されてからわずか二カ年にして、ふたたび、それを三、六〇〇万円に拡大されようというのであるから、元老院の審議が難航したのも当然である。

(7) 『紙幣整理始末』九八頁参照。

(8) 「この増額の表面上の理由は、わが国経済の発展が急速であるということになっているが、しかしその実際上の動機がこの種恐慌の再来を懸念しこれに対処することに存したことは疑を容れない事実である。すなわち前記松方大蔵大臣の保証発行限度拡張の建議の末尾に『今や平年金融緩慢ノ期ナルニ尚目下壅塞ニ際会ス秋冬ノ季生糸輸出ノ盛時ニ際スルニ於テハ金融ノ要大ニ増加スルハ敢テ疑ヲ容レス』と附加していることがその一つの現われであり……」と(吉野俊彦『円の歴史』一六八頁参照)

いま「保証準備ヲ以テ発行シ得ヘキ兌換銀行券発行制限高拡張ノ建議」によれば、つぎのとおりである。

「今や凡百ノ事業正ニ陽春發生ノ季ニ遭遇シ、當時ノ計画(七〇〇〇万円の保証発行額―岡橋)已ニ方今ノ勢ニ応スル能ハス。況ヤ将来ニ於テオヤ。……日本銀行ノ資力已ニ方今ノ需要ヲ充スニ足ラサルノ看ナキヲ得ス。今ニシテ相当の策ヲ講セシムハ、通貨需供ノ権衡ヲ失シ、事業円滑ナルヲ得ス。……我貿易港ノ資本缺乏シ、之ヲ補フ能ハスハ此間貿易ヲ支フル能ハス、我輸出ノ道即チ断ツ。果シテ然ラハ我物産ハ皆競争ヲ免レサルモノナルヲ以テ、競争國ヲ利シ我ノ不利ヲ醸スハ敢テ疑ヲ容レサルナリ。果シテ然ラハ今日ノ策ヲ為スモノハ少シク条例ノ制限ヲ拡張シ、保証準備ニ対シ発行スルヲ得ル所ノ兌換銀行券ノ額ヲ増加シ、之ヲ八千五百万円ト為スニアリ。然ラハ則チ方今日日本銀行カ保証準備ヲ以テ発行シ得ル所ノ式千式百余万元⁽⁹⁾(七千万円ノ金額ヲ発行シ得ルハ、政府紙

幣ト銀行紙幣消却後ニアリ）ハ増シテ三千七百余万円トナリ、現在将来ノ需要ヲ充スニ足ラン。（尤直チニ壹千五百万円ヲ増發セシムルニアラス。常ニ十分ノ檢束ヲ加ヘ、内外貿易上已ムナキノ需要額ヲ發行セシムル積リナリ）……論者或ハ云ハン、壹千五百万円ノ増加ハ或ハ前述ノ結果ヲ得ヘシト雖トモ、正貨ノ輸出ヲ促シ、紙幣準備ノ比例ヲ薄弱ニシテ兌換銀行券ノ信用ヲ傷クルコトナキヲ保セサルナリト。然レトモ是レ其ノ一ヲ知りテ未タ其ノ二ヲ知ラサルニ坐スルモノニシテ、固ヨリ一箇ノ杞憂タルニ過キサリナリ。……近年貿易ノ増進スル意表ニ出ルモノアリ。今試ニ十九年ト廿二年トノ外国貿易額ヲ比較スルニ、其増加実ニ四千九百九拾万余円、日本銀行、横浜正金銀行ノ取引高ヲ以テ十九年ト廿一年トヲ比較スレハ、九千五百六拾式万余円……ヲ増加セリ。

夫レ貿易高ノ増進スルヤ、随テ貨幣ノ需要多キヲ加フルハ敢テ多弁ヲ要セス。曩ニ十九年一月兌換制度ノ回復セラル、ニ當リ、流通紙幣ノ總高壹億貳千貳百拾五万余円、方今（即廿二年三月末日）ノ流通高壹億四千四百七万余円、之ヲ十九年一月ノ高二比シテ貳千五百九拾貳万余円ヲ増スト雖トモ尚目下ノ不融通ヲ示シ、其増加ノ歩合ハ貿易膨脹ノ度ニ及ハサルコト遠ク、今ヨリシテ通貨ノ増加ヲ計ラサレハ秋冬ノ季貿易ノ盛時ニ際シ、金融繁忙ナルニ當リテハ殆ント之ヲ如何ントモスル能ハサルノ恐レアリ。今之ニ壹千五百万円ヲ増加スト雖トモ、其増加合シテ三千六百九拾式万余円、之ヲ内外貿易ノ増加ニ比シテ決シテ過當ノ増加ト云之ヲ得ス。其高遙カニ需要点以内ニ在リテ正貨ヲ驅馳スルノ効力ナキヤ敢テ疑ヲ容レサルナリ。……而シテ「明治二十三年三月末ノ一岡橋」準備ノ歩合ハ尚當時「明治十九年一月初一岡橋」ノモノニ六分七厘ヲ超過シ、兌換ノ基礎一層鞏固ナルハ敢テ疑ヲ容レス。豈ニ壹千五百万円ノ發行能ク流通ヲシテ過多ナラシメ、正貨ヲ驅馳スルノ結果ヲ來スノ恐レアラシヤ。況ヤ又紙幣ハ不伸不屈ノ不換制度ヨリ変シテ屈伸張弛自在ナルノ兌換制度トナリシニ於テヲヤ、由是觀之明治廿一年七月勅令第五十九号ノ制限高二毫千五百万円ヲ加ヘ、十九年一月ノ流通高壹億貳千貳百拾五万余円ニ三千六百九拾式万余円ヲ増加スルモ、決シテ前陳論者ノ患フルカ如キ結果ヲ生スルコトナキハ之ヲ計數に徴シテ又何ヲ力疑ハン。今ヤ年年金融緩慢ノ期ナルニ尚目下壅塞ニ際会ス。秋冬ノ季生糸輸出ノ盛時ニ際スルニ於テハ金融ノ要大ニ増加スルハ敢テ疑ヲ容レス。今日ニシテ之ヲ力計ヲ為サ、レハ貿易ノ發達得テ望ムヘカラス¹⁰⁾。

と。そうして元老院における松方の説明は、經濟の發展やことに米価の騰貴による貨幣の流通必要量の増大、貿易收支の對外支払超による銀行券¹¹⁾の收縮、手形流通の狭少による相対的な通貨の不足を説き、いま一、五〇〇万円の増發を許しても、「兌換券ハ其性質市場ノ盛衰ニ応シテ中央銀行に出入スルモノナルヲ以テ不換紙幣ノ増發ノ如キ憂ヘ無キ」こ

とを強調している。⁽¹²⁾

(9) 明治二年『日本銀行營業報告』によれば、「保証準備ニ対スル發行高ハ兌換銀行券條例第二条ニ抛リ制限高貳千百万円ノ外二十二年間消却シタル国立銀行紙幣高九拾參万五千五百參円ノ内六拾九万九千參百五拾參円ヲ發行シタリ」(『資料』第一〇卷 四六頁参照)とあるが、「保証準備法ニ抛リ發行シ得ル金額中日本銀行ノ随意ニ運用シ得ル額ハ二千三百万円ニ過キストハ何如ナル理由ナリヤ」との元老院における尾崎三郎議員の質問にたいして、松方大蔵大臣はつぎのように答えている。「保証準備ニ抛リ發行シタル金額中日本銀行ノ運用シ得ルモノハ僅々二千三百万円ト云ヘルハ彼七千万円中二千七百万円ハ国立銀行紙幣消却ノ用ニ供シ二千二百万円ハ政府紙幣ノ用ニ供スルヲ以テナリ」と(『元老院會議筆記』一八〇〜一頁参照)。これは、明治二年中の銀行紙幣の消却による銀行券發行可能分九三万余円、二年中の消却高九二万余円を見込んだためであらう(『日本銀行營業報告』(上) 七七頁参照)。ちなみに、『紙幣整理始末』によれば明治三年三月末の銀行券發行高七、七六万余円のうち正貨準備五、四九五万余円、証券準備二、二六六万円となっている(『資料』第一六卷 九五頁参照)。これにたいして、明治二年七月の保証發行制限高決定のための條例改正案(第五八一号議案)の元老院會議における松方の説明では、「諸此七千万円ヲ無利息ニテ發行スルトセハ日本銀行ニハ頗ル利益ナルカ如キモ左ノミ日本銀行ノ利益ト為ルニ非ス其故ハ縱令七千万円ヲ發行スルモ二千七百万円ハ国立銀行紙幣ノ消却ニ充テ二千三百万円ハ政府ヘ貸付スルモノナレハ銀行ノ利益トナルハ僅カニ二千万円許リナリ」となっている(『元老院會議筆記』一四二頁参照)。それは、消却された国立銀行紙幣にかわつて實際に銀行券が發行できるようになるのは明治二年以降のことだからであらう。

なお明確な金額の推移については、前掲三頁注(5)の資料参照。

(10) 「保証準備ヲ以テ發行シ得ヘキ兌換銀行券發行制限高拡張ノ建議」(明治二三年四月)(『松方伯財政論策集』三一一〜三頁参照)。

(11) 松方は改正案の説明のなかで、「正金準備法(兌換銀行券條例第二條第一項―岡橋)ニ依リ六千万円許ノ兌換券ヲ發行シタルモ外国貿易ノ結果ニ依リ昨年(明治二年―岡橋)正金準備ノ中ヨリ五百万円ヲ減シタルカ為メ同額ノ兌換銀行券減シ加之今年ハ頻リニ外国米ヲ輸入スル有様ナレハ又幾許力準備金ヲ減シ随テ幾許ノ兌換券ヲ減少スルニ至ル可シ」(『元老院會議筆記』一七

八頁参照）と述べ、さらに、第二条第三項による五〇〇万円の制限外發行を許したが実際には五〇万円ばかりの發行（本文四頁および五頁注(1)参照）におわたった点について質問せる尾崎三郎議員にたいし、松方は、この規定「ハ非常ノ場合例へハ恐慌等ノ時ニ適用スヘキ条項ニシテ通常ノ場合ニ適用ス可キモノニアラス成程向者政府ハ本項ニ拠リ若干ノ兌換券ノ發行ヲ日本銀行ニ許シ而モ本銀行ハ僅ニ之ヲ發行シタルノミナルモ個ハ當時政府力金円ヲ出シテ融通ヲ助ケタルニ由ル」（前掲書一八〇一頁参照）と答弁しているところの後述する横浜正金銀行にたいする正貨の貸出を指すもので、正貨流出にともなう兌換券の減少が説かれてゐるわけである。

すなわち、第二読会で建野郷三議員は、「日本銀行ヨリ正金銀行へ二千万円ヲ二三朱ノ利子ヲ以テ割引ノ為メ貸与」（前掲書一八五頁参照）することを大蔵省は許可したかと質問しているのにたいして、木場貞長内閣委員は、「細カキコトヲ承知セサルモ本案ニ関係シテ調ヘタルコトアレハ参考マテニ陳述セン最初ハ五分稅付キ兌換券ノ方法ニテ満足ナル結果ヲ得ルニ足ラスヤト考ヘシモ此方法ハ素ト性質モ異ナルノミナラス速モ五朱ヲ出ス能ハストノコトヲ承ハレリ尚ホ細カニ言ヘハ外国貿易ノ為メ即チ割引ノ為メニ非常ノ金額ヲ要スルモ日本銀行ハ正金銀行ノ割引ニ向テ再割引ヲ為スカ故ニ其利益ハ至テ少ナケレバ到底五朱ノ利ヲ掛ケテ之ニ応スルヲ得ス尤割引ノ為メニ非常ノ資金ヲ要スルハ秋期ニ在レトモ今ノ場合ニ之ヲ供給セサレハ實際ニ不都合ナリ若シ銀行ニシテ割引ノ資金缺乏スルトキハ輸入ノ期ニ至ツテ大ナル差支ヲ生シ為メニ時期ヲ失シ又外国ノ市場ニ於テ競争セントスルモ日本ノ輸出品ハ常ニ他國ノ為メニ先ンセラレ大ナル損失ヲ受クルノ憂ヒ有リ故ニ銀行ヲシテ十分ナル割引ノ資金ヲ備ヘシムルコト最モ緊要ナルモ彼ノ五分稅付増發ノ方法ヲ以テ之ニ資スル能ハサルナリ」（前掲書一八五・六頁参照）と。

この問題にかんしこれ以上の追求はなかつたが、しかし正金銀行の輸出手形の割引資金は兌換券でよくて、あえて正貨である必要はないはずで、これでもって正金貸出の説明にかえて、「以上ハ少シク質問ノ要点ヲ失シタルヤヲ知ラサレトモ只本員力確メ得タルノミヲ開陳シテ参考ニ供スノミ」と、うまく、質問のホコ先をはずしている（前掲書一八六頁参照）。

「なお横浜正金銀行にたいする外国爲替資金としての特別貸付契約は、明治二年九月二〇日に一か年三〇〇万円を限り年三分となつており、これにかわつて明治三年一〇月二日には一、〇〇〇万円を限度に年二分の低利で外国爲替手形の再割引の締結をしている（『日本銀行沿革提要』『資料』第一〇巻 附録一五七頁および一五九頁参照）。そうして明治二三年の政正で増發を許された一、五〇〇万円のうち一、〇〇〇万円は後述するように、正金銀行への緊急貸出に支出された。しかし、ここに、日本銀行

の金融調整機能がよく示されているとともに、低利の貸付けによる経済刺激の作用のありうることも見おとされてはならない。

(12) 『元老院會議筆記』一七九頁参照。

この銀行券保証発行限度額拡張案は、当面の「不景氣ノ声」⁽¹³⁾に便乗して、日本銀行の自由に貸付けうべき銀行券の発行制限額を三、六〇〇万円に拡大しようとするもので、内閣委員は、兌換銀行券条例第二条第三項による制限外発行の規定が恐慌などの非常時に適用すべきことを強調しながらも、これを適用して目下の金融逼迫を乗り切ろうとはせず、むしろその第二項の保証準備法による無利子の銀行券の発行制限額の増大を、「特別ノ秘密会」にまでもちこんで至急実現せんとはかっている⁽¹⁴⁾。しかし元老院議員のおおくは、「無税の増発」⁽¹⁵⁾による日本銀行の利益の増加に注目し、政府貸付金を無利子とするだけでなく、さらに国庫金を無手数料で取扱うようにすべきことが提案された。この保証発行限度額の引上げによる日本銀行の損益勘定論が中心となつて、折角、金融逼迫救済に便乗した改正案の狙をついた廃案説⁽¹⁶⁾がおき忘れられる結果となつた。

(13) 元老院會議における「兌換銀行券条例中改正ノ件」〔明治三三年五月一〇日第六九八号議案〕提案理由についての内閣委員松方正義の説明（『元老院會議筆記』一七八頁）参照。

(14) 『元老院會議筆記』一九二頁および一九三頁参照。

(15) 前掲書、一八七頁参照。なお、岩崎小二郎議員は、「此法律ノ在ラン限り永世無報酬ニテ千五百円ノ兌換券ヲ發行運轉スル」(傍点—岡橋)ものともいっている(前掲書、二〇四頁参照)。なお同書一九一頁の中島議員の發言参照。

(16) 中島永之議員の廢案説は、建野郷三、田辺太一、神田孝平の諸議員の賛成發言がつづいた(前掲書、一八四—五頁および一八六頁参照)。

三 元老院の差引勘定論議

このたびの兌換銀行券条例の改正の意図が、すでに、あきらかなように、当面の経済界の非常事態に対処せんがためのものであった。このことを見ぬいた中島永之議員は、保証発行銀行券の低利の貸出が経済を刺戟することをおそれ、本議案の充分研究の必要のあることを繰返し述べ、むしろその改正の必要のないことを強調して、最後に廃案説を提出したのであった。

中島議員は、さきの明治二十年（一八八八年）七月における銀行券の保証発行制をまとめた元老院會議においても、わが国の貨幣流通額は多きにすぎ、輸出超過の現状にあつても正貨の海外流出のたえないのは「流通紙幣ノ多キニ過ルカ為メナリ」とし、保証発行銀行券は「準備ナキ發行額ナレハ兌換券ノ名アリテ其實ナシト謂フモ不可ナシ」と反対を表明しており、今日もおなじ見解に立つて保証發行限度の擴張の必要なきことをくりかえし説いているのである。

(1) 『元老院會議筆記』一五五頁参照。

中島永之議員の「廃案説」についてみるに、かれは、まず、今日の「金融逼迫」が通貨の不足によるものではなく、むしろ全国的にみて通貨の不足の感じのないこの際に通貨を増発すれば、たちまち、物価は騰貴し、正貨が流出して、貿易に不権衡が生じ、ついに「兌換銀券ハ其兌換ノ名ヲ空フルニ至ル無キヲ保セス……実ニ本案ハ危険ナル改正案」といふべきだとし、その改正の必要のなきことをつぎのように説いている。

「然シテ本案ノ外他ニ増発ノ方法ナキカ否ナ之ヲ存セリ本官ハ増発ヲ喜フニ非ラサルモ若シ是非トモ増発ヲ必要トセハ日本銀行ハ条例第二条第三項ニ拠リ五分ノ發行税ヲ納メ幾何額ニテモ發行スルヲ得此ノ如キ方法アルニ拘ハラス法律ヲ以テ新ニ紙幣増発ノ特許ヲ与フルハ不可ナリ彼ノ五分税付發行ノ方法ハ最初ヨリ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ必用トスル場合ハ為メニ設ケタルモノニシテ已ニ此方法ニ依リ發行シタル例アルニ非スヤ……又増発方法ハ五分税付増発ノ外二千二百万円ヲ政府ニ借入ル、ノ方法アリ是レ政府紙幣増発ニ充ツル為メナルモ其消却ヲ急カسنハ政府ハ其中ノ幾分カヲ一般ノ銀行等ニ貸付クルコトヲ日本銀行ニ命令スルヲ得ヘ

シ日本銀行ハ現行条例ニ依リ紙幣消却資金トシテ政府ニ貸付セハ僅カニ一ヶ年ニ歩ノ利子ノ外得ル能ハサルモ若シ其命令ニ從ヒ之ヲ他ノ銀行会社等ニ貸付セハ一ヶ年五分若クハ六歩ノ利子ヲ得ヘシ然ラハ一方ニハ日本銀行ノ利益トナリ一方ニハ流通貨幣ヲ増加シテ政府ノ主意ヲ完スルヲ得ン彼ノ紙幣消却ハ漸々行フ可ク決シテ急激ニ行フノ必要ナケレハ前陳ノ融通法ハ之ヲ行フニ差支ヘ無キナリ又国立銀行紙幣消却高ヲ限リトシテ二千七百万円ノ兌換券ヲ發行スルノ方法アリ此二千七百万円中ノ幾分ヲ一時ニ發行スルハ敢テ為シ得サルコトニ非ス但少々明文ニ触ル、所ナルモ個ハ『明治二十二年一月一日以降ニ係ル国立銀行紙幣云々』ヲ改正シ差支ナカラシムルヲ得ン⁽²⁾（傍点―岡橋）

と。この廃案説は政府の意図をまっこうから坐折させるにたる堂々の正論であつた。

(2) 『元老院會議筆記』一八四―五頁参照。

いま中島議官のといつてゐるところの貨幣數量説の見解はおくとしても、今日の保証發行擴充案は当面の金融逼迫に對処するための緊急議案であることが強調されてゐるのにたいして、それがもし文字どおりにうけとるならば、中島議官の説いてゐるように、条例第二條第三項の制限外發行の方法によるのが当然である。さらに、政府紙幣消却のための二二〇〇万円の貸上げが、すでに、二年前の条例の改正できめられていながら、前掲のように本改正案の提出された今日にいたるまで、いまだ、実行にうつされていなかったことからみても、「紙幣消却ハ漸々ニ行フ可ク決シテ急激ニ行フノ必要ナケレハ」（傍点―岡橋）これをしばらく当面の金融逼迫の解消に流用しうるわけだし、また消却国立銀行紙幣に代替し流通することを許されてゐる二、七〇〇万円のうちの幾分をも流用することが考えられるのであるから、政府の心配する非常のばあいにおける通貨の需要に對処するにはこれで充分であつて、中島議官の廃案説はまさに筋のとつたものといふことができる。そうしてこの廃案説を支持する発言があいついでおこり、これに反して答弁に立つた木場貞長内閣委員は、廃案説の基本原理の正当性をみとめながらも、學理上のこととはさておき、實際問題はたんに理

論だけで律することができがたいとして、こんにちの經濟上および商業社会の現状からして「一千五百万円ノ増發ヲ許スモ敢テ市場ノ需用ニ超過スルノ恐れ無³⁾」しと、貨幣の流通必要量の増大を理由に保証發行限度の擴張の必要なことをくりかえしているほどで、きわめて低調なものであった。しかし三浦安議官の廢案反対がでてから元老院における審議の焦点がそらされ、折角の廢案説の鋭鋒がはぐらかされてしまったうらみがある。

(3) 『元老院會議筆記』一八六・七頁參照。

三浦議官の「差引勘定」にもとづく修正説というのはつぎのとおりである。

「本官ハ廢案ニ同意スル能ハス今日ノ金融必⁴⁾迫ヲ時世ヨリ見タル反對説アルモ元來本案ノ主意ハ政府カ從來紙幣償却資金ノ為ニ二千二百万円ヲ二分ノ利息ヲ以テ借入ル、ノ規定ナリシヲ今更⁵⁾ラ無利息ト為ス其報酬シテ幾分ノ兌換銀行券ノ増發ヲ許スニ在リ但紙幣消却資金ハ即今一時ニ借入ル、モノニ非スシテ尙⁶⁾未年限ノ有ルコトナルニ之カ報酬タル増發案ヲ即今速ニ發布セントスルハ且下世上ノ金融必⁷⁾迫ヲ理スルノ急務ナルニ依ルナルヘシ即チ將來ニ用ウ可キ法律ヲ早メテ利用スルモノト見テ可ナリ要スルニ本案ノ精神ハ兩項ヲ睨ミ合ヒニシ一方ニテ一千五百万円ノ増發ヲ許シ一方ニテ二分ノ利息ヲ無利息ニセントスルナリ去レハ本官ハ兌換券ノ増發ヲ許スハ同意ナルモ其額ニ付キ熟考スレハ原案ニテハ少ク多キニ過ク……彼ノ政府ノ払フ可キ二千二百万円ノ二分ノ利息ハ一年四十四万円ナリ而シテ日本銀行貸付融通ノ利益ヲ平均年五分ト見ルトキハ日本銀行……カ失フ……四十四万円ニ対シ七十五万円ノ利益ヲ与フルハ權衡ヲ得サルノ甚キモノト謂フ可シ因テ本官ハ原案ノ八千五百万円ヲ減縮シテ八千万円ト為サント欲ス斯クセハ或ハ各官ノ曰ハル、如ク金融必⁸⁾迫ノ今日ノ時世ニ対シ稍不足ナルノ感アラシモ兌換銀行券ハ漸次ニ増發シ行ク可キモノニテ彼ノ諸国立銀行紙幣及政府紙幣モ年々償却シ結局兌換銀行券ノミトナル可キモ是レ數年後ニ在ルモノナレハ今日ハ一時ニ多額ノ増發ヲ要セサルナリ……其一時ニ増發セス漸次ニ増發スルモノナレハコソ即今ハ法律上八千万円ニ減シテ可ナリ況ヤ無利息借入レノ報酬ナルヲヤ」

と。こうしてこの「八千万円」修正説は、ようやく、審議を保証發行制限額の拡大へと転換させる契機となった。

(4) 『元老院會議筆記』一八七・八頁參照。

このように元老院會議において保証發行制限額の拡大の必要なことがみとめられるようになってきた背景には、さきの兌換銀行券条例の改正〔明治二年八月〕のばあいにおけるとはちがつて、各議員によって「紙幣増發」と「兌換券増發」とのちがいが、ようやく、理解されるようになってきたからである。⁽⁵⁾三浦議員の修正説につづいて立った細川潤次郎議員は、經濟の發展にともなう貨幣の流通必要量の増大を説き、「本官ハ元來國家ノ經濟ニ付テハ常ニ杞憂ヲ懷ケルモ此案ニ付テハ一モ憂ヘス何トナレハ幸ニモ今日ノ流通紙幣ハ兌換紙幣ニシテ不換紙幣ニ非サレハ増發ニ依リ旧時ニ見タル如キ弊害ヲ生セサル可ケレハナリ今回ノ増發案ハ実ニ己ムヲ得サルニ出ツルモノニシテ固ヨリ金融必⁽⁶⁾迫ヲ救済スル最大ノ方策トハ信セス又奏功ノ必然ヲ保セサレトモ只現在ノ種々ナル方法中ノ良策トコソ思惟スルナリ」(傍点―岡橋)と賛成を表明している。さらに、岡内重俊議員も「今日ノ金融必⁽⁶⁾迫ハ固ト政府ノ奨励ニ依リテ設立セラレタル多クノ会社ニ対スル株金払込ノ延滞ニ原因セルモノニシテ之ヲ救正スルハ政府当然ノ務ナレハナリ……今回ノ増發ハ己ムヲ得サルニ出テ而モ増發ニ依リ國家ノ經濟ニ非常ノ變動ヲ与フル無シト信スレハ本官ハ原案ノ如ク決センコトヲ希望スルナリ」と述べている。⁽⁷⁾

(5) 『元老院會議筆記』一八一頁参照。

(6) 前掲書 一八八―九頁参照。

(7) 前掲書 一九一頁参照。

これら原案賛成説に勢をえて木場内閣委員は、まず、三浦議員の「八千万円」修正説にたいして、本案立法の精神が政府貸上金の無利子とひきかえに保証發行の限度引上げを許そうとする点にないことを強調し、審議がその方へされることをおそれて、「本案ノ増發ハ主務省實際ノ統計上ヨリ其必要ヲ認メタルモノニシテ殊ニ横浜ノ市場ニ於テモ当秋季

ニ、一千五百万円ヲ要セサレハ、忽チ爲換券ノ割引ニ差支フルノ困難目前ニ在セリ……以上ノ外尚ホ申述タキコト有ルモ公
開ノ此席ニ陳フルハ少ク憚ル所アレハ問題終決ノ前ニ至リ暫時公開ノ中止ヲ請ヒ其席ニ於テ發言セント欲ス是レ大ニ各
位ノ参考ニ便ナリト信スレハナリ」(傍点―岡橋)⁽⁸⁾と、本案の緊急性に各議官の注意を喚起しているのである。つづい
て楠木正隆議官は、つぎのように賛成説を述べている。

「目下ノ不足ヲ補フ爲ニ増發ヲ可トスルハ前ニ述ヘタル貿易ノ進歩株式会社ノ増加及割引手形ノ行ハレサルヲ以テ其証拠ト爲スヲ得
ヘシ本官ノ此案ヲ賛成スル亦偶然ニ非サルナリ廢案者ノ執ル所ハ推理的ノ議論ニ過キス苟モ目下ノ急ヲ救済スル此案ニ向テ漫ニ未來
ヲ想像シタル推測論ヲ用キルハ少ク姑息ニ過キタリ若カス今日ハ今日ノ証拠ヲ以テ之ヲ論斷センニハ又或議官ハ一千五百万円ノ増發
ハ多キニ過クト論セリ……其論ノ起ルハ俄ニ一千五百万円ヲ増發セハ忽チ物価ノ騰貴ヲ來スヲ慮ルニ在リテ実ニ一理アル説ナリ本官
モ已ニ此点ニ注意シ一昨日大蔵大臣ニ向ツテ其施行上ニハ余程注意ス可ク成ル可ク徐々ニ發行ス可キコトヲ述べ且其意見ヲ問ヒシニ
大臣ハ曰ク是ハ実ニ注意ス可キ要点ナレハ其方法ハ本案中ニ示サ、ルモ一旦法律ノ正文ニ於テ増發ヲ許サル、以上ハ当局大臣ニ於テ
モ十分注意ス可シ是レ恰モ改正案中ニ於テ日本銀行ハ二千二百万円ヲ限り無利子ヲ以テ政府ニ貸与フ可キ法律上ノ義務アルモ其内輪
ヲ言ヘハ實際双方協議ノ上ニテ借入ヲ爲スニ在ルカ如シ此ノ如ク確實ナル根拠アリテ此案ヲ提出シタル次第ナリ因テ元老院ハ此一
言及日本銀行ト大蔵大臣トヲ信用シ本案ヲ可決センコトヲ望ムト以上ノ言ニ依レハ一千五百万円ノ増發額ハ必シモ一時ニ發行スルニ
非スシテ時宜ヲ見テ漸次ニ發行スルノ意ナルヤ明カナレハ兎ニ角増發ノ必要ヲ認ムル以上ハ……此儘斷行センコトヲ望ムナリ」(傍
点―岡橋)

と。さらに由利公正議官も、

「此紙幣増發案ハ御尤至極完全無缺ノモノニシテ実ニ日本ノ爲メニ喜フ可キ法案トステハ思ハサルモ當時ノ時世ヨリ之ヲ推考スレハ
又止ムヲ得サルモノナラン……其故如何ト云フニ已ニ外国貿易高ノ一億万円以上ニ上リタル今日ト云ヒ又最初商工業ノ一時ニ興起シ
タル當時ハ日本銀行モ大ニ之ニ助力ヲ与ヘシカ其漸次盛ンナルニ及ヒテ初ノ如ク補助スルヲ得ス抵當貸ノ如キモ大ニ吟味ヲ加ヘ自ラ
其事業ヲ引締メルニ至リ一方ニハ金融逼迫テ、災害起リタレハ世ノ諸会社ハ続々顛覆シ今日ニ於テハ幾ト之ヲ救フノ策ナキニ至レリ

此場合ニ於テ之ヲ救済スルニハ兎ニ角本案ノ外ニ良手段ナキカ如シ本官固ヨリ此案ヲ以テ唯一ノ明手段トハ認メス尚ホ他ニ良法ヲ考究ス可キヤ論ヲ俟タスト雖モ去レハトテ今日ノ現況ヲ黙々ニ看過ス可キニ非ス之ヲ黙過スル如キハ國家ノ經濟ヲ思ハス人民ニ深切ヲ缺クノ罪ヲ免レスト思惟スレハ已ムヲ得ス原案ノ斷行ニ左祖スルナリ」(傍点―岡橋)

と。ここにいたって、本案が財界救済のための融資の緊急性にかくれて、保証発行制限高をこの際拡充しようとしているものである、という政府の意図がはつきりと浮き彫りされている。

(8) 『元老院會議筆記』一九一〇二頁参照。

(9) 前掲書 一九二〇三頁参照。

(10) 前掲書 一九三頁参照。

このように本案の狙いは緊急融資のための銀行券の増発であればこそ、すでに、中島議官の強調するように、条例第ニ条第三項の制限外発行によるべきであって、この緊急必要の資金を「永久無限」の保証発行銀行券でまかなうことは、どうしても認めがたいと、原案の急所をついているのである。⁽¹¹⁾ だから由利議官の賛成論が終るや、ただちに、木場内閣委員は立って、この際、一気に、廃案説をほうむり原案の可決にもちこもうとして、さきに請求していた「特別ノ秘密会」の開催を取消し、第二読会の終り次第引きつづいて第三読会の開かれんことを請求している。⁽¹²⁾ かくて議長は廃案説の決をとり、少数のゆえをもって廃案説の消滅を宣し午前中の會議は終わった。

(11) 「我國今日ノ現況ニ依レハ未タ現行法ノ制限ヲ改メテ故ヲニ増発スルノ必要ハ一向ニ見出サ、ルナリ或説ニ曰ク本案ノ額ヲ減ス可シ又曰ク政府借入レノ二千二百万円ヲ無利子ト為スノ代リニ此増発ヲ許スナリト本官ハ此説ヲ信スルヲ得ス元來政府紙幣消却ニ充ツル借入金二千二百万円ハ明治三十年以後ニ至レハ当然無利子ト為ルノミナラス其關係ハ政府ト日本銀行ノ間ニ止マリテ一般經濟社会ニ直接ノ影響ヲ与ヘサルモノナリ且ヤ其利息ノ如キハ固ト払フベキ理由アルモノナレハ故ラニ之ヲ無利足ト為シ増発ノ報償ト為ス可キニ非ス況ヤ増發額一千五百万円ハ明治三十年迄ニ非ス永久無限ナルヲヤ以上孰レノ点ヨリスルモ本官ハ兌

換銀行券増發ノ必要ヲ認メサルナリ」(傍点―岡橋)と『元老院會議筆記』一九一頁参照。

また、こんにちの金融逼迫は銀行券の増發の結果であつて、それをさらに銀行券の増發によつて財界の救済をすれば物価は騰貴してふたたび通貨の不足を來たすから、さきに、廃案説をだしたが、すでに不成立におわつてゐるから、三浦議官の保証發行制限高を五〇〇万円減じて一、〇〇〇万円擴張する修正説に賛成するとも述べてゐる(前掲書 一九五―六頁参照)。

(12) 『元老院會議筆記』一九二―三頁参照。

午後、會議が再開されるや、三浦議官は差引勘定にもとづき、「八、五〇〇万円」を八、〇〇〇万円に減額する修正案を提出、廃案説を出した中島議官の賛成意見の發表あり、會議の空氣がこの差引勘定論にひきこまれていくことをおそれた岡内議官は、この「説ハ例ノ老練ナル説ニシテ必ス此議場ニ勢力ヲ得ヘキコト、想像ス何トナレハ五十八番〔三浦議官―岡橋〕ノ説ハ本案全廢説ニ勝ルコト万々ナレハナリ併ナカラ本官輩ヨリ之ヲ見レハ只今ノ問題説モ亦姑息タルヲ免レス」。だから原案を支持すると前置きし、別の差引勘定をもつて三浦説は「計算ニ暗キ」ものだとし、本案は「市場ノ急ヲ救フコト」を目的にした緊急案なることを強調している。この反對論にたいして三浦議官は、もし緊急に一、五〇〇万円の増發を必要とするのであるならば、不足分の五〇〇万円は第二条第三項の制限外發行で「臨時ニ」増發を許せばよいのであつて、けつして修正説で實際上の不都合はないと反駁している。しかし、政府の意図はあくまでも無利子の保証發行銀行券にあつたのであつて、三浦議官の反駁につづいて、森山議官が立ち、三浦修正説に反對しながらもその「算盤勘定」論に屈し、ともかくも、「本案ハ急ヲ要スルモノナレハ速ニ第二読會ヲ終リ第三読會ニ移ランコトヲ希望スル」と、その緊急性をつぎのように述べてゐる。

「五十八番〔三浦議官〕ハ奇妙ナル算盤勘定ヲ立テ、増發額ヲ減少セント説カレタリ其算盤勘定ハ如何ニ奇ナルモ妙ナルモ大体貨幣不足ノ実アル以上ハ本官ハ其議ニ左袒スルコト能ハサルナリ又三十番〔岩崎議官〕ヨリ一説ヲ提出セラレ其主意トスル所ハ極メテ可

ナルカ故ニ……是レハ時宜ヲ計リ閣議ヲ經テ別ニ其手續ヲ為スヘシト当局大臣既ニ此ノ如ク明言セリ若シ之ヲ疑ヒ之ヲ危フミ之ヲ信セシテ漫ニ本案ノ金額ヲ減殺セハ大蔵大臣ハ如何ニシテ經濟ノ策ヲ運ラス可キヤ實ニ思ハサルノ甚シキモノト云フ可シ夫レ今日ハ經濟社會ニ取リテ實ニ危急存亡ノ秋ナリ此危急存亡ノ秋ニ処スル手段ハ稍ヤ偏スル所アルモ已ムヲ得サルナリ況シテ其偏スル所アルコト即チ日本銀行ニ私スルノ嫌アルコトハ内閣諸公ノ認知スル所ナルヲ宜シク今日ノ場合ニ於テハ大蔵大臣ノ言ニ信ヲ置キ遠カラス元老院ノ希望ヲ達シ得ルモノト見做シテ本案ヲ議定シ一時經濟社會ノ危急ヲ救フニカムヘシ別途ニ五百萬圓ヲ發行スルヲ得ルノ箇条ヲ引用シテ彼レ是レ議論ヲ逞ウスルノ時ニアラサルナリ故ニ本官ハ斷然此案ノ通りニ議決シテ可ナリト信ス⁽¹⁶⁾ (傍点―岡橋)

と。このように非常のばあいにおける銀行券の増発を第二條第三項の制限外發行にもとめないで、第二項の「永世無報酬」の保証發行銀行券の増発によって、「永久無限」に運轉利用しようとするのが政府の狙いであつたことを曝露して⁽¹⁷⁾いる。

(13) 『元老院會議筆記』一九五〇六頁參照。なお前掲の注(11)參照。

(14) 前掲書 一九六〇七頁參照。

(15) 岩崎議員の國庫金取扱手数料廢止の主張については、本文二二頁以下參照。

(16) 『元老院會議筆記』一九七〇二〇頁、ことに一九九頁參照。

(17) 前掲書 二〇四頁および一九一頁參照。

この政府の意図は木場内閣委員のつぎの本案立法の精神の説明のなかに、端的に、表明されている。

「今日此案ノ出テタルハ決シテ五十八番〔三浦議員〕ノ想像スル通りニハアラザルナリ即チ本案ノ出ツルハ紙幣消却基金無利足借入ノ為メニアラスシテ經濟社會ノ危急ヲ救ハシメナリ本案ヲ出タスニ際シテ篤ト實際ノ有様ヲ取調ヘタルニ今日ノ經濟社會ニ於テハ新ニ一千五百萬圓ノ兌換券ヲ増發スルモ決シテ足レリトスルノ狀況ナク或ハ二千萬圓ヲ増發スルモ尚ホ不足ヲ訴フルノ景況アリ付テハ十分ニ兌換券ヲ増發シテ其不足ヲ補ハントノ説ナキニシモアラサリシカ又一方ニ成ル可ク著實ニシテ兌換券ノ信用ヲ固クセサル可カラストノ考アリシ故ニ段々統計上ヨリ計出シ先ツ今日一千五百萬圓アラハ一ト息ツケルナラン一時ノ危急ヲ救フニ足ルナラント

ノ目安ヲ立テ、本案ヲ起シタル次第ナリ然ルニ本案力出来テミルト日本銀行ハ如何ニモ結構至極ノ仕合トナルカ故ニ幾分カ日本銀行ヲシテ義務ヲ負担セシムルモ可ナリト云フコトヲ發見シ此ニ於テ本案第二項「無利子貸上—岡橋」ヲ生シタリ斯ル次第ナルニ依リ本案第一項ハ主、第二項ハ從ニシテ五十八番ノ見解トハ正反對ナリ但シ此第二項アルモ仍ホ日本銀行ニ私スルノ嫌アリト論セラレデミレハ或ハ其嫌ナキニアラス故ニ主務大臣ハ諸君ノ意見ヲ採リ追テ国庫金ノ取扱ヲ無手数料ト為スノ意アリ去リナカラ此原案ハ日本銀行ノ為メニアラス又政府ノ為メニアラス全ク經濟社会ノ危急ヲ救フカ為メニ起草セシモノナレハ此案ヲ起草スルト同時ニ日本銀行ヲシテ一大義務ヲ負担セシメントマデ確定シ居ル訳ニハアラサルナリ……今日ノ經濟社会ニ一千五百万円ノ必要缺ク可カラサル点ニ著眼シテ速ニ本案ヲ可決セラレンコトヲ切望ス」⁽¹⁸⁾

と。こうして条例第二条第三項の制限外発行によつて非常のばあいの増發で処理できるものを、三浦議官の差引勘定論のおかげで本案は廃案とされるうきめをまぬがれ、さらに、こんにちからでも国庫金取扱を無手数料とすることができるとすれば一、五〇〇万円の増發を許しても「無理トハ思ハサルナリ」とする三浦修正説は、まったく、政府の狙いをわすれたたんなる「算盤勘定」論にすぎなかったことを曝けだし、政府は、むしろ、この「差引勘定」を利用して、日本銀行の信用創造の限界を拡大することにうまく成功したといえるであらう。

(18) 『元老院會議筆記』二〇〇頁参照。

(19) 前掲書 二〇一頁参照。

すなわち、三浦議官の修正説は、若干の議論の応酬ののち不成立となつたが、岩崎議官の国庫金取扱を無手数料とする修正説にひきつがれていった。岩崎議官は明治二年の条例改正の際は、内閣委員の一員であつて、当時の条例改正の内幕につうじているところから、詳細な差引勘定論に立って、第二条第四項をつぎのように修正することを提案している。すなわち、

「日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ為メ式千式百万円ヲ限り無利子ヲ以テ政府ヘ貸付シ及明治三十一年以後ハ無手数料ヲ以テ政府ノ國庫金ヲ取扱フヘシ」²⁰⁾

と。そうしてその理由についてつぎのように説明している。

「明治二十一年中本条例ノ改正案ヲ内閣ヨリ本院ニ下付セラル、ヤ本官ハ當時其案ノ内閣委員トシテ……各官ト討議ヲ試ミタルコトアリキ一体此第四項ハ最初ヨリ無利子ヲ以テ貸付スヘシト定ムルカ当然ナリシモ當時ハ一二已ムヲ得サル理由アリ……又第二案第二項ニ……日本銀行ハ表面ニ兌換券七千万円ノ發行ヲ許サレタルモ其實二千七百万円丈ケハ三十年ヲ過キサレハ發行スルコトヲ得ストノ理由ヲ以テ明治三十年マテハ式千式百万円ニ二分ノ利子ヲ付スルコト、為レリ其レ故ニ第四項ハ第二項ノ特典ニ對シ日本銀行カ國家ニ對スル所ノ報酬ト見テ可ナリ……今般ノ改正案ニテ第四項ハ……一ヶ年利子百分ノ二ノ割合ヲ以テ貸付スルモノトスト有リシヲ無利子ヲ以テ政府ヘ貸付スヘシト改メ尚ホ但書ノ明治三十一年以降ハ無利子タルヘシト云フコトヲ削除セラレタリ付テハ下付原案ノ主意如何ナル点ニアルカラ探究スルニ矢張り現行法ノ第二項ト第四項トノ關係ニ於ケルカ如ク新二千五百万円増發ノ特典ヲ与フル代リニ是レ迄政府ヨリ払ヒ來リシ二分ノ利子ヲ払ハスト云フニ在リ細言スレハ一ノ特典ヲ与フレハ是非トモ之ニ對スル報酬ナクンハアラス……然ルニ無利子トハナリタレトモ其但書ヲ削リテ之ニ代ハルモノヲ掲ケスンハ明治三十一年以後ノ日本銀行ハ特典ノミ有リテ毫モ報酬ヲ出サ、ルコト、ナラン何トナレハ明治三十一年以後ハ今日ノ法律改正即チ一千五百万円ノ増發ナキモ当然無利息ノ筈ナレハナリ換言スレハ日本銀行ハ本年ヨリ三十年マテ七八年間ノ利子ヲ受サル代リ二千五百万円ノ増發權ヲ得ルコト、為ル可シ此ノ如ク七八年間二千二百万円ニ對スル二分ノ利子ヲ受ケサル為メニ此法律ノ在ラン限り永世無報酬ニテ千五百万円ノ兌換券ヲ發行運転スルハ不道理……ナルノミナラス去ル二十一年勅令第五十九号ノ改正案ニ故ラニ第四項ヲ加ヘ權利ト義務ト兩々相並ンテ不都合ナカラシメタル所ノ主意ニモ背反スルナラン故ニ今日ノ改正案ヲ……發スル以上ハ明治三十一年以後ハ無手数料ニテ國庫金取扱ヲ為スヘシトノ明文ヲ掲ケサル可カラス」²¹⁾

と。岩崎議官の説明は、さらに、続けられ、さきに三浦議官の差引勘定論にたいする内閣委員およびその他議官の反対論にまで言及して、

「本官ノ確信スル所ハ此ノ如キ次第ナルニ由リ若シ大蔵大臣カ在席ナラハ十分ニ其意見ヲ叩キ又本官ノ所見ヲ開陳シテ大ニ討究セント欲スレトモ生憎大臣ハ既ニ退席セラレ復ヒ其出席ヲ求ムルコト能ハス是レ本官ノ最モ遺憾トスル所ナリ併シ大体ノ主意ハ上來陳述セル通りナレハ篤ト利害ノ在ル所ヲ察シ満場各位カ本官ノ説ニ賛成セラレンコトヲ切望ニ堪ヘサルナリ」⁽²²⁾

と、結んでいる。

(20) 『元老院會議筆記』二〇三頁参照。

(21) 前掲書 二〇三―四頁参照。

(22) 前掲書 二〇四―六頁参照。

三浦議員は早速これに賛成を表明し、国庫金取扱手数料の廃止を明治二四年からに繰上げるようの提案あり、その他森山議員からも議論がでたが、岩崎議員は主張をかえず、ただ文章を少し改正するだけにとどめて、つぎのような案文を提案している。すなわち、

「同条第五項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

日本銀行ハ明治三十一年以降ハ無手数料ヲ以テ国庫金ノ取扱ニ従事スヘシ」⁽²³⁾

と。この岩崎議員の修正説をめぐり、森山議員の賛成論と楠本議員の反対論の応酬ののち、木場内閣委員は、

「抑々兌換銀行券条例ナルモノハ其名ノ通り兌換券ニ関係スルコトヲ定メタル条例ニシテ国庫金取扱ニ関係スルコトヲ定メタルモノニアラス故ニ三十番〔岩崎議員―岡橋〕ノ論旨ハ主務大臣ノ同意スル所ナルモ本案ニ修正ヲ加ヘ無手数料云々ヲ掲クルハ妥当ヲ失スルコトナリ……然レハ主務大臣カ三十番ノ説ヲサヘ同意ナラハ其実行ハ如何ニモ取計ヒ方アルナラン⁽²⁴⁾鬼毛角モ兌換銀行券条例ニ向テ国庫金取扱手数料ノコトヲ挿入スルハ法律ノ体裁宜シカラサルニ依リ他ノ法律規則ニ譲ラレンコトヲ希望ス」

と、述べおわるや、議長は岩崎修正説の決を取ったが、賛成者少数のため同修正説は、ここに、消滅した。

(23) 『元老院會議筆記』二二〇頁参照。

(24) 前掲書二二三―四頁参照。

そこで岡内議官は、さらに、国庫金取扱手数料廃止を即時実施すべしとする修正説を提案、三浦議官はまたもや差引勘定論をもちだし、紙幣消却のための二、二〇〇万円は「明年カ明後年中ニ悉皆借入ル、訳ニアラス然ルニ今度増発ス可キ一千五百万円ハ発行ノ其日ヨリ直チニ日本銀行ノ利益ト為ル即チ日本銀行ハ利ヲ得ルコト速ニシテ報酬ヲ出タスコト極メテ緩ナリ此一事ヲ以テモ今日ヨリ直チニ無手数料ト為スハ適當」なりと賛成理由を述べている。⁽²⁵⁾岩崎議官もこれに賛成し、三浦議官は、ここで、「本案已ニ重大ニ且議論ノ縫レヲ生シタル以上ハ此ニ於テ五名ノ修正委員を公選シ其委員ヲシテ篤ト大蔵大臣ニ協議セシムルニシカス」⁽²⁶⁾と要求している。こうして差引勘定の算盤論議はいつはてるともわかない情勢となつたので、木場内閣委員は、無手数料云々のことは主務大臣もしいて故障をとえないとはおもひが、なにぶん、「本案ハ各官モ御承知ノ通り頗ル至急ヲ要スル事情アリテ存ス故ニ成ル可クハ委員ヲ設クル等ノコトヲ為サス無手数料云々ハ暫ク之ヲ側ニ置キテ先ツ本案ヲ可決セラレンコトヲ望ム左スレハ議論ニ現出シタル模様ハ詳細ニ内閣委員ヨリ主務大臣ニ報告セン主務大臣ニ於テ篤ト日本銀行ノ経済ヲ取調ヘ……適宜ニ処分セラル、ナラン」⁽²⁷⁾と、早急本案の可決を要請したが、三浦議官はあくまでも、「本案ハ至急ヲ要スルニ拘ラス委員ヲ設ケ十分ニ詮議セラレンコトヲ希望」し、森山議官もこれに賛成した。⁽²⁸⁾しかし「修正委員」の設置も岡内議官の手数料即時廃止案も賛成者少数にて成立せず、そこで木場内閣委員の第三説会開会の提案があつたが、さらに三浦、建野、中島の各議官の「延会」⁽²⁹⁾提議とその賛成があつた。しかしこの延会説も賛成少数にてはうむられ、ただちに第三説会に入つた。

(25) 『元老院會議筆記』二二四頁参照。

(26) 前掲書 二二五頁参照。

兌換銀券發行制度の拡充

(27) 前掲書 二二五～六頁参照。

(28) 前掲書 二二六頁参照。

(29) 前掲書 二二七頁参照。

第三説会でも三浦議官は、字句の修正案の出たのをとらえて、それに賛成を表したうえで、「併シ只今ノ修正ノミニテ全案を決スルハ不都合ナルニ依リ尚ホ後ニ修正説ヲ提出シ得ル様ニ採択セラレンコトヲ請フ」と執拗にいきがり、小畑、岡内、楠本の三議官の賛成ありて、議長は「全案ノ可否ハ暫ク措キ單ニ本案起首ノ文ヲ削ルヤ否ヤ」について決をとり、賛成者多数でこの修正は可決され、ついで「只今修正ニ決シタル部分ヲ除キ原案ヲ可トスル」やを問うたが、もはや發議するものもなく、これまた多数の賛成あつて可決、算盤論議に終始した元老院會議は、折角の武器をみずからの手ですてさつたがために、緊急融資のための銀行券の増發をば、第二条第三項の制限外發行ではなく、第二項の永世無利子の保証準備發行によつてまかなうことを許す結果となつた。そうして五月六日擴張案が裁可されるや、ただちに、松方は、一九日付をもつて日本銀行にたいして、「保証發行限度の擴張分一千五百万円中、一千万円は横浜正金銀行に対する輸出手形の再割引に供し五百万円は『我市場商業上ノ金融ヲ幫助スルノ資金トナスノ目的ヲ以テ充分注意ヲ加ヘ我市場ノ金融ヲシテ円滑ナラシメンコトヲ努ムヘシ』と内示している。」⁽³¹⁾これからみても、恐惶に便乗して銀行券の保証發行制限高の擴張をはかつた松方の狙いをして、まんまと名をなさしめたのは、一部議官のさかしい算盤勘定論であつたといえよう。

(30) 『元老院會議筆記』二二七～八頁。

(31) 吉野俊彦『円の歴史』一六八～九頁参照。

(32) 国庫金取扱手数料に関しては、「兌換銀行券条例中改正」の公布（明治二三年五月一七日法律第三四号）にさきだつて、松方

は、「兌換銀行券保証準備発行額ヲ増加セラレタルニ依リ、日本銀行へ国庫金取扱費用ヲ下付スルニ付命令書下付ノ議」を五月十四日付で内閣總理大臣宛に上呈している。それによると、「今般兌換銀行券條例ヲ改正シ、従前保証準備発行許可額七千万円ヲ八千五百万円トナシ差引壹千五百万円ノ増額ヲ許可シ、同時ニ政府へ貸付ケヘキ金貳千貳百万円ハ無利子トセラレ候ニ付、日本銀行ニ於テハ一方ニハ保証準備増額ノ利益ヲ得、一方ニハ政府へ貸付金ヲ無利子トセラレタルノ損失アリ。其得失ハ初年ハ凡同數ニ候得共次年ヨリハ幾分ツ、ハ利益ノ増殖モ有之、又三十一年度ニ至レハ各銀行紙幣ノ償却モ相済随テ同行ノ利益モ相増候事ニ付、右等ノ利益ヲ見込ミ、明治二十三年度ヨリ同三十年度迄ハ年々相当ノ国庫金取扱費用ヲ下付シ、三十一年度以降ハ一切下付セス總テ日本銀行ノ負担ト為致候方可然ト存候、因テ日本銀行へ命令案相添此段閣議ヲ請フ」と『松方伯財政論策集』四五五頁参照。

なお「日本銀行沿革提要」によると、明治二十三年五月二日の項につきのごとくある。

「大蔵大臣ヨリ本行兌換銀行券保証準備発行額増加シタルニヨリ国庫金取扱費トシテ本行ニ下付セラルヘキ金額ハ二十四年度ハ金五十万圓爾後漸次通減シテ三十年度ハ金四十万圓ヲ一切ノ取扱請負額ト定メ三十一年度以降国庫金取扱費用ハ一切下付セサルニ付總テ日本銀行ニ於テ負担支弁スヘキ旨ヲ達セラル」と『資料』第一〇卷 附録 一六四―五頁参照。

四 政府と日本銀行

商業金融の中核体としての日本銀行が政府への長期の貸上げを行なうにいたったことについては、すでに、ふれた。日本銀行の創立にあたっては、政府との貸借関係についてすこしもふれられていなかったにもかかわらず、明治二十一年兌換銀行券條例を改正するにあたっては、松方は政府への貸上げをもつて中央銀行たるものの重要な義務とまで強調し、一二二〇〇万円の政府紙幣消却基金の政府貸上げがきまつた。政府紙幣を消却し、日本銀行券に一元化することは、日本銀行創立いらいの原則であつて、このような政府紙幣消却のための政府貸上げをもつて、日本銀行の国庫銀行化への第一歩ということとはできないであらう。吉野博士も、「ここで政府貸上の対象となつてゐるのは、政府紙幣消却

のための二千二百万円という特別な目的に奉仕するものであり、これを行なつてもインフレーションが再発する惧れのないものであったから、この貸上自体を不当とするわけではない⁽¹⁾、と述べている。けれども、明治二年の「兌換銀行券条例改正理由書」において、松方が、日本銀行と政府との密接な關係を説き、政府への貸上げをもつて日本銀行の「義務中ノ要部」⁽²⁾であることを強調していることに注目される吉野博士は、ここに政府の日本銀行にたいして期待するものの何であつたかが示されていると述べておられる。すなわち、前掲の文章にひきつづいて、「しかしこの理由書に書かれている精神が一般的に拡大されひいてはインフレーションを惹起する危険が全く存在しないかというところ、その保障はないわけであり、また政府が日本銀行に何を期待していたかがはしくも露呈しているという意味で看過を許さない⁽³⁾」と。

(1) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』一四一頁参照。

(2) 「中央銀行ナル者ハ政府ト密着ノ關係ヲ有シ政府財政ノ機關トナリ從テ許多ノ特典ヲ有スルヲ以テ其國家ニ對シ盡スヘキ義務亦尠シトセス就中國家財政ノ狀況ニヨリ一時又ハ永久ニ政府ニ貸上金ヲ為スカ如キハ義務中ノ要部ニシテ、……」(『松方伯財政論策集』三〇二頁参照)。

(3) 吉野『日本銀行制度改革史』一四一頁参照。

このような、中央銀行を政府の機関、政府の銀行とする考えは、そのちも、折にふれ、当局によつてしばしば語られている。たとえば、明治二八年(一八九五年)一月第八回帝國議會に提出された日本銀行課税法案ならびに日本銀行条例中改正法律案が衆議院を通過、(二月二日)即日貴族院本會議に回付されたが、その第一読会の冒頭における酒井忠彰子爵の質問にたいする答弁のなかで、渡辺国武大藏大臣はつぎのように述べている。

「日本銀行ニ向ツテマダ發達ノ完全ナラザル今日ニ課税ヲシテ僅々タル財源ヲ得ルガタメニ營業的ノ傾向ニスルコトハ是レハ甚ダ不

得策デアルト考ヘマス、ノミナラズ是レハ平時ニ於テ斯ノ如キ訳デアリマス、今日ノ如キ此戦時ニ在ツテハ最モ此中央銀行ヲシテ十分ニ国家ノ一機関トシテ働カセナケレバナラヌ場合ニ際会シテ居リマス、ナゼト申シマスレバ先般広島ニ於テ議決致サレマシタ一億五千万円ノ軍費、又夫レト共ニ議決セラレタ一億万円ノ公債ヲ機ヲ外サズシテ募集致シマシタ、是レハ諸君ハ申スマデモナク国民一般ノ愛国心ニ依ツテ好結果ヲ得マシタ、併シ中々其公債金払込ト云フコトハ軍費ニ伴ツテ払込マセルコトハ出来マセヌノミナラズ若シ之ヲ無理ニ致シマシタナラバ恐慌ノ来ルハ眼前ニ在ルノデアリマス、デ已ムコトヲ得ズシテ此六月マデニ既ニ募集致シタル第一回第二回ノ公債ヲ払込マセルト云フコトニナツテオリマス、併ナガラ大本營ニ於テ作戦計画ハ日ニ進ンデ行ツテ、占領地モ広マリ戦線モ広ガリ突ニ軍備ト云フモノハ夥シイモノデアツテ、今日ニ於テハ五十万円乃至百万円モ一日ニ支出シナケレハナラヌト云フコトニナツテ居ル際デゴザイマス、是レハ其公債ノ払込ガ遅レテ居ルカラト云ツテ遲疑スルコトガ出来ルカト云ヘバ夫レハ出来マセヌ、一日支出ヲ怠レバ軍機ニ関スルコトデアルカラシテ、ドウナリ斯ウナリシテ其必要ニ応ジナケレバナリマセヌ、夫レハドウスルカト云ヘバ外ニ致シ方ガナイ、中央銀行カラ借入レルヨリ外ニ致方ハナイ、故ニ昨年以來大抵二千万円カラ三千万円ト云フモノヲ終始中央銀行カラ借入レテアリマス、是レハ頗ル低利ヲ以テ借入レテアル、即チ五朱ノ利ヲ以テ借入レテアルノデ、之ヲ以テ僅ニ軍費ヲ支弁シテ居リマス」⁽⁴⁾

と。このような中央銀行観は、吉野博士によると、すでに、⁽⁵⁾日本銀行創立のまえからあったもののようで、前掲貴族院本会議における両法案付託の特別委員会の席上、政府委員の添田寿一大蔵書記官からその起草にかかる「日本銀行設立旨趣ニ関スル手簡」が発表されたが、そこでは「国庫銀行」⁽⁶⁾としての中央銀行設立の必要が強調されている。

(4) 『帝國議會議事速記録中金融資料』(上巻)、『資料』第一四卷) 五一九頁参照。

(5) 吉野『日本銀行制度改革史』二一四～一五頁参照。

(6) 『明治三十年日本銀行将来營業ノ方針』(吉野 前掲書 二四二頁参照)。

いま、その「手簡」の説明によると、「日本銀行設立ノ旨趣タル甚タ多クシテ一々枚挙ニ遑アラスト雖要スルニ左ノ三大必要ニ基ケルモノナリ」とまえおきして、「第一 財政上ノ必要」、「第二 經濟上ノ必要」、「第三 金融上ノ必

要」についてそれぞれ説明があり、そうして、その「財政上ノ旨趣ハ左ノ三種ニ外ナラス

一 国庫ノ現金物品ノ出納事務ヲ掌ラシムルコト

二 国家金銭上ノ焦眉ノ必要ヲ充足セシムルコト

三 幣制統一ノ任ニ当ラシメ不換紙幣ノ引換ヲ取扱ハシムルコト」

と、三つの目的にわけ、その第二の目的については、つぎのように詳説されている。すなわち、

「二 古今東西ノ別ナク一旦事アルノ際国家カ焦眉ノ急ニ応セムカ為巨額ノ資金ヲ得ムト欲スルモ国債募集ノ如キ時期ニ余裕ナキ場合アリ此ノ如キ際ニ当テハ有力ナル中央銀行ヲ利用スルヲ便トス現ニ目下本邦ニ於ケル現状ハ之カ一例タリ随テ非常ノ際国家ノ必要ニ応セシムムカ為中央銀行ノ存在ヲ必要トス是之日本銀行設立旨趣ノ一ニシテ現在活用セラレツ、アル事実ナリトス」⁽⁷⁾

と。吉野博士は、このような資料を政府委員が「配布し、その説明行をなっている事実は看過し得ない重要な意味をもっている。何故ならば、日本銀行創立前に大蔵当局によって執筆された『日本銀行創立旨趣ノ説明』〔前稿「手簡」―岡橋〕の論旨が、その後十三年を経過した明治二十八年二月にいたっても不変であることが再確認されただけでなく、十三年前には明確に発表されていなかった、財政による発券作用の利用という点が、明確に打ち出されているからである」と述べられる。⁽⁸⁾

(7) 『帝國議會議事速記録中金融資料』(上巻)、『資料』第一四卷)五二二―三頁参照。

(8) 吉野『日本銀行制度改革史』二二四―五頁参照。

さらにそれだけではない。日本銀行がその創立趣旨の説明において強調されていた「商業金融の中核としてこれに専

心すべきであるという理念」に忠実であることが、むしろ、かえって、日本銀行が「国庫銀行」としての特質に忠実である所以であるとさえ説いておられるのである。すなわち、吉野博士によれば、田口卯吉の「日本銀行の組織」論を批判した大蔵省参事官坂谷芳郎の「日本銀行ノ性質ヲ誤認スルコト勿レト云フ論」のなかには、つぎのような文章がみられる。

「日本銀行ハ国家的機関ニシテ決シテ普通ノ銀行ト同一視スヘカラス其運用ノ方針ハ国家ノ利益ヲ目的トシ自己ノ利益ノミヲ目的トスヘカラス又日本銀行ハ法律ヲ以テ付与セラレタル紙幣信用発行ノ力ヲ以テ専ラ商業上信用取引ノ発達ヲ計ルヘク決シテ永期ノ貸付ヲナシテ其資力ヲ固着セシムヘカラストハ余力数々筆ニ口ニ之ヲ公言シ世人ヲシテ日本銀行ノ性質ヲ誤認セシムルコトナカラント力メタル所以ナリ

(中略)

夫レ日本銀行ハ国家的機関ナリ其設定ノ目的ハ平時ニ在テハ通貨ヲ増減伸縮シテ其調理ヲ計リ外国為替ノ高低ニ注意シ正貨回収ノ道ヲ講スルニアリ戦時ニ在テハ貯蔵ノ正貨ヲ以テ軍備資金ニ供シ外国ニ向テハ千戈ヲ輝カスノ余地アラシメ内国ニ向テハ一時強行紙幣ノ制度ヲ実施シ経済ノ調理ヲ計ルニアル是レ実ニ日本銀行カ国家機関トシテノ二大目的ナリ……

余ハ将来ニ於テ日本銀行ハ益々今日ノ方針ニ向テ進行スヘキノ国家ノ利益タルコトヲ深ク信スルモノナリ日本銀行ハ将来益々手形ノ割引ニ力ヲ用ヒ公債ノ購入其他永期貸ノ如キハ止ムヲ得サルモノノ外力メテ之ヲ避クルヲ可トス」⁽⁹⁾

と。この「坂谷の田口批判の中にはつきりと出ているように政府が一貫して日本銀行の産業金融進出を抑えようとしていることは興味のあるところで」あって、その他にもこれに類する文章もいろいろと引用することは容易であって、「このように政府が熱意をもって日本銀行の産業金融進出を阻止しようとした理由は、創立理念に忠実ならしめようとする趣旨もあろうが、実はその背後に日本銀行が産業金融に進出する時は万一の場合の財政需要に応じ得なくなる危険をはらむことを恐れたという事実もあることを忘れてならない、」⁽¹⁰⁾ともいっておられる。

- (9) 『松尾臣善関係文書』(大蔵省旧蔵明治前期金融資料)『資料』第四卷)一四八〇〜一頁参照。
 (10) 吉野『日本銀行制度改革史』二四一〜二頁参照。

しかしながら、日本銀行が手形割引などを中心とする短期の商業金融に専心することは、それが商業銀行としての中央銀行の本質からきたことであって、きわめて当然なことにほかならない。銀行券や預金貨幣などの信用貨幣は、もともと、貨幣の流通速度を促進したり、その節約のために創造されたものであるから、そのような銀行の信用創造は信用の貸付によって産業金融をまかなうことはもとと不可能なことである。もっぱら発券によって貸付けうべき資本、すなわち擬制的貸付資本を調達している日本銀行が産業金融に進出するということは、その発券銀行としての本質に矛盾する。かくして、日本銀行の産業金融への進出が抑制されなければならない理由は、産業金融による貸付けの固定化が、「万一の場合の財政需要に応じ得なくなる危険をはらむ」からではけつしてない。国家危急のばあいには、銀行券の保証発行制限高が、いつまでも、そのままに維持されているという保証はないからである。問題は、日本銀行の商業金融と国家への貸上げとのあいだには、なんの関係もないということこれである。すなわち、日本銀行が「商業金融の中核」体であるということは、その中央銀行としての本質にもとづくことであって、「国庫銀行ノ特質」⁽¹⁾とはまったく関係のないことである。

- (11) 『日本銀行ハ(中略)明治二十三年一時ノ権宣ヲ以テ担保ノ制ヲ設ケタル歴史力因襲トナリ其営業ノ方針、国庫銀行ノ特質ヨリ遠サカルノ感アリ宜シク今日ニ於テ方針ヲ本然ノ性質ニ回復スルコトニ向ハシメ(下略)』と(『明治三十年日本銀行将来営業ノ方針』『松方家文書』、吉野『日本銀行制度改革史』二四二頁参照)。

ちなみに、「明治二十三年一時ノ……担保ノ制」というのは、恐慌打開のため日本銀行が保証品付手形、担保品付手形の割引融通の道をひらいたことを指す。なお『日本銀行営業報告』(上)付録「二、日本銀行沿革提要」(明治三十三年五月二〇日の項)

以上によってあきらかなように、松方がいだいていた中央銀行の構想はあくまでも「商業金融の中核」としてのそれであり、「日本銀行創立旨趣ノ説明」では国庫金の取扱にのみふれられ、政府への貸上について述べられていないのは、当初松方は日本銀行が政府に貸上げを行なうことによって兌換銀行券を不換紙幣化させるようなことがあってはならないと考え、もっぱら手形割引による短期の商業金融機関たらしめようとしたからである。もちろん開業後の日本銀行は、御用立替金などの名義をもってしばしば貸上げをおこなってはいしたが、これは経済主体としての政府への貸出いがいのなにでもなかった。ところが、明治二年の「兌換銀行券条例改正理由書」では、中央銀行の政府との関係の緊密性を説き、政府への貸上げをもって「義務中ノ要部」とまで強調はしているが、これは政府紙幣の消却に協力を申しでただけのことであって、既存の政府紙幣にかわって流通する銀行券が、政府への貸上げの道をつうじて発行されたからといって、そのことが銀行券の追加発行、その不換紙幣化をもたらすものではないことはあきらかである。むしろ松方は、この政府貸上げによって政府紙幣の消却に協力することの代償として、日本銀行に信用創造＝正金準備以上の債券の特権を許し、その商業銀行として活動できる基盤の拡大をはかっただけであろう。さらに明治二三年の保証発行制限高の拡張も恐慌という非常事態に便乗して政府への無利子の貸上げなどを代償に、日本銀行の信用活動の余地の拡大をはかったものといえよう。

かくして、日本銀行は、このような貸上げをつうじて漸次に政府と資金的関連をふかめていったようにもみえるが、これをもって日本銀行の商業銀行から「国庫銀行」への転化の過程としてはならないのである。おなじく日本銀行の政府への貸上げではあっても、戦争や恐慌などのばあいにおけるような非常事態のための固定的な貸上げと、その他の政

府の経済活動のための貸上げとは、内容的にいつてまったく別箇のものであって、両者を混同することは許されない。日本銀行の政府貸上げは、信用制度の拠点として日本銀行が成長し、発展していくためには、当然、払わなければならない。日本銀行を「国庫銀行」として見ようとする考え方は、代用貨幣ことに信用貨幣が流通する段階にあつては、正貨の流通段階における貶質のかわりに、信用貨幣の借上げによるインフレーションへの道のあることを見ぬいたものにすぎない。前掲の添田寿一政府委員がその起草の「日本銀行設立旨趣ニ関スル手簡」を発表、説明したのについで立つた子爵由利公正委員の賛成意見は、このことを一層端的に表明している。

「本員ハ維新ノ草創ノ際ニ於テ財政ノ事ニ与カレリ今當時ノ状況ノ一般ヲ述テ参考ニ供スヘシ……大政維新ニ際シ戦塵尙各地ニ漲リ軍費ノ多キニ苦ムニ加ヘテ諸外国ト交際ノ端ヲ開クニ及ヒ日本在来ノ貨幣ハ既ニ其ノ用ヲ充スニ足ラス費用終ニ供給ノ途ナキニ至ラムトセリ然カモ當時ニ於テ国債ナル費途ヲ発見スル能ハス止ヲ得ス紙幣發行ノ建議ヲ納レテ一時ヲ弥縫スルニ至レリ而シテ此ノ當時ニ於テモ貨幣ノ取扱ヲ政府直接ニ為スヲ不可ナリトシ三井組小野組ニ命シテ金銀ノ出納ヲ為サシメタリ然レトモ其ノ後ニ至リテ之ヲ一商人ニ命スルハ或ハ整理ニ缺クル所アルカ故別ニ之カ取扱ヲ為スヘキモノヲ特ニ設置スルヲ必要ト認ム……爾後財政ノ基本統一スル所ナク漸ク明治十年頃ニ国立銀行ノ設置ヲ見ルニ至リシカ未タ通貨ノ基本之ヲ以テ定マリト云フ能ハス大藏省之レヲ憂ヒ茲ニ初メテ日本銀行ノ設置アリ……通貨ノ基本漸ク統一スル所ヲ知ルニ至リタルハ日本銀行ノ設置ニ因ルナリ金融ノ円滑平衡ヲ見ルニ至リタルハ日本銀行ノ効用ニ因ルナリ征清ノ軍費直ロニ其ノ急ニ応スルヲ得ルハ是レ亦日本銀行与テ大ニ力アリトスルハ世ノ許ス所ナリ此ノ如ク国家ノ必要ヲ充ス為ニ政府ハ日本銀行ヲ組織シ日本銀行ハ実ニ其ノ負フ所ノ公共的任務ヲ尽シツ、アルナリ」

と。これは、当時、日清戦争の経費を日本銀行からの借入れによつて賄うことのできたことを強調したまでのことにはすぎない。もともと、通貨として流通する商業信用（＝商業手形）にかわつた銀行信用の通貨形態にすぎない銀行券を、固定的な産業金融にあてることがその信用貨幣としての本質に矛盾するばかりか、さらにそれでもって返済不可能にもなりやすい戦費を賄うということは、ますますその本質からそれたことである。このような国家財政の危急に應ずるこ

とによつて、日本銀行がその商業金融機関としての採算を度外視しなければならない点から、日本銀行にたいして課税すべきでないことを説くために、その公共的性格を強調しているのである。由利委員は、前掲の引用に引きつづいて、「今忽ち其ノ株式組織タルヲ理由トシテ之ヲ普通營業的ノ他銀行ト同視シ之ニ課税セムトスルカ如キハ其ノ可ナル所ヲ知ラサルナリ⁽¹³⁾」と反対を表明している。

(12) 『帝国議会議事速記録』五二四頁参照。

(13) 前掲書 五二四頁参照。

由利委員について、日本銀行課税案に反対した富田鉄之助委員は、由利委員と多少意見をことにするが、結論はおなじであるから別に述べないが、「本案ノ否決セラレムコトヲ望ム」と述べ、ついで谷干城委員の課程時機尚早論がでて、それにまったく同調していることから見ても、日本銀行が商業銀行として營業している以上は、課税の埒外に立つものでないと考えてのことであろう。この点谷委員の時期尚早論は明確にそのことを伝えている。すなわち、

「夫レ日本銀行ハ既ニ株式組織タリ縱令幾多ノ責任ヲ負担スルモノト為スモ到底商業ノ原則外ニ立ツヲ得ヘキモノニ非ス從テ之ニ課税スルアルニ至ルモ決シテ絶對的ニ不當ナリト断言スルヲ得ヘカラス故ニ唯今日ニ於テ俄ニ之ニ課税シ之ヲ設立シタル当初ノ趣旨ヲ打破スルハ果シテ其ノ当ヲ得ルヤ否ヤ研究スルヲ必要トスヘシ……故ニ本員ハ徹頭徹尾日本銀行課税スヘカラスト謂フニ非ス將來或ハ之ニ課税スルヲ至当ナリトスル場合アルヘキヲ信スレトモ唯現今ニ於テ本案ノ実行ヲ見ムトスルハ最不可ナルモノトシテ否決説ニ賛成ス⁽¹⁴⁾」

と。これにつづいて富田委員は、「本員ハ谷委員ト同一意見ナリ先ニ由利委員ト意見ヲ異ニスル所アリト云フ点此ニ在リ即チ本案ハ未タ時機ニ達セサルモノト信ス」と述べ、由利委員も、「敢テ日本銀行ハ絶對的ニ課スヘカラスト云フニ在ラス……故ニ谷委員ノ説ト徑庭スル所アルニ非ス」と、追隨的表明を行なっている。⁽¹⁵⁾このように、莫大な戦費を日本

銀行の信用創造によって賄なおうとも、日本銀行の商業銀行としての本質がそのためにそこなわれるわけではなく、むしろ日本銀行の信用創造機能を濫用したということにすぎないのである。⁽¹⁶⁾

(14) 『帝國議會議事速記録』五二五頁参照。

(15) 前掲書 五二五頁参照。

(16) さきに引用した「日本銀行設立旨趣ニ関スル手簡」によって、「日本銀行創立前に大蔵当局によって執筆された八日本銀行創立旨趣ノ説明」の論旨が、その後十三年を経過した明治二十八年二月に至っても不変であることが再確認されただけでなく、十三年前には明確に表明されていなかった、財政による発券作用の利用という点が、明確に打ち出されている」（吉野『日本銀行制度改革史』二一四—五頁参照。傍点・岡橋）ことによって、つよく影響されたとみえる吉野博士は、この点、われわれとは逆の見解に到達しておられる。すなわち、

「日本銀行との資金的関連については日本銀行創立旨趣ノ説明」は、国庫金の取扱のみに触れ、逆に日本銀行から政府に貸上を行うことは創立の目的に掲げていないのであって、この点、当初政府は中央銀行が政府に貸上を行うことは兌換銀行券をして不換紙幣たらしめる恐があるが故に努めてこれを避け、専ら商業金融の中核として手形割引に専心すべしという理念を認めたように思われ、ないでもない。しかし、現実には日本銀行が創立されるや、政府はこの理念に拘泥することなく、しばしば日本銀行に貸上を要求したのであって、明治十六年十二月には御用立替金の名義において貸上の実行を見たのを始めとして、その後しばしば貸上が行われ、また日清戦争日露戦争の際には巨額の貸上が行われた……。しかも政府が日本銀行に対し貸上を要求することを以て当然の事理と考えていたことは、明治二十一年入兌換銀行券条例改正理由書において「中央銀行ナル者ハ政府ト密着ノ関係ヲ有シ政府財政ノ機關トナリ從テ許多ノ特典ヲ有スルヲ以テ其國家ニ對シ尽スヘキノ義務亦尠シトセス就中國家財政ノ状況ニヨリ一時又ハ永久ニ政府ニ貸上金ヲ為ス力カキハ義務中ノ要部」なりと述べている事実も回想するだけで余りにも明確である」と（前掲書 二四四頁参照。傍点―箇橋）。

明治二三年（一八九〇年）五月の兌換銀行券条例の改正によって銀行券の保証発行限度額が八、五〇〇万円に増額され、政府紙幣および国立銀行紙幣の消却のための発行予定分約四、七〇〇万円を差引いた三、八〇〇万円程度のものが日本銀行の自由にできるところの擬制的貸付資本のわくとなった。かつて松方は、「日本銀行創立趣旨書」^①において中央銀行たるものは資本金に幾倍する銀行券の発行ができなければその目的を十分に果しえない、というペルギーのフレオールバン大蔵卿の言葉を引用して、その発券機能を強調したが、いまや公称資本金二、〇〇〇万円にたいして八、五〇〇万円の保証発行額がみとめられ、実質的にいっても払込資本金一、〇〇〇万円にたいして約四倍ちかい三、八〇〇万円の保証発行銀行券を貸付けうるようになったわけである。もちろんこのためには、日本銀行は二、二〇〇万円という長期かつ無利子の政府貸上げの義務をおい、その他国庫金の取扱いを無料でしなければならなかったとはいえ、ここに、ようやく、中央銀行として独りあるきのできる基盤が獲得できたのであった。

（１）「日本銀行創立趣旨書」〔明治一五年三月一日〕〔松方伯財政論策集』四四五頁参照）。

日本銀行の保証発行制は、このようにいろいろな条件とひきかえに導入され、拡大されてきたのであるから、支払手段としての貨幣にかわるために発行された銀行券ばかりではなく、政府紙幣に代替して流通する銀行券もあらわれた。そうして明治二三年（一八九〇年）の恐慌は、日本銀行の貸出をば商業手形の割引を主とするその他短期の貸付けから、担保品付手形割引へとその貸出はしだいに長期化・固定化させるにいたった。日本銀行のこのような商業金融から産業金融への進出は、また、その発行銀行券の構成のうえにもいろいろな反映をもたらすであろう。この点の分析は稿をあらためて展開したい。